

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起算して、翌日)
(当日起算して、翌日)

鳥取県告示第六百八十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三百三十二条第四項後段の規定による地域振興整備公団が行う鳥取新都市地区画整理事業(第二十工区)の宅地の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成八年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次	
◇ 告 示	町等の区域の変更(二件)(市町村振興課)
	生活保護法による指定医療機関の指定の辞退(福祉保健課)
	身体障害者福祉法による更生医療機関の指定(障害福祉課)
	身体障害者福祉法による医師の指定(障害福祉課)
	大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることのある旨の告示の失効(経営流通課)
	第三十五期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領(労政能力開発課)
	保安林の指定の解除予定(森林保全課)
	土地区画整理法による換地処分(二件)(都市計画課)
	開発行為に関する工事の完了(二件)
	河川予定地の指定(河川課)
	個人演説会等を開催することができる施設の指定(選管告示)
◇ 公 告	第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況(経営流通課)
	公募型指名競争入札の実施(二件)(管理課)
	土地収用法による審理の開始(収用委員会)

生山字水堤	区域を変更する 町及び字の名称 若葉台北四丁目	同上の区域(平成八年八月一日現在の地番による。 若葉台北四丁目の全域)
		生山字水堤三六二の二、三六三の二、三六四の二、五四七の二から五四七の四まで、五四七の六から五四七の八まで、五四八、五四九の一、五四九の四、五五〇の一、五五一の一、五五一の四、五五一の五、五五一の八、五五二の一、五五二の二、五五二の二から五五二の二三三まで及びこれらと一体をなす国有地 生山字池ノ平五四二の四、五四二の五

生山字池ノ平	五四九の一、五四九の四、五五〇の一、五五一の一、五五一の四、 五一の五、五五一の八、五五二の一、五五二の二、五五二の二二から五五一 の二三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
生山字池ノ平	生山字池ノ平のうち五四二の一、五四二の三以外の区域

鳥取県告示第六百八十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一百三十四条後段の規定による地域振興整備公団が行う鳥取新都市土地区画整理事業（第二十二工区）の宅地の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成八年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 町及び字の名称	同上の区域（平成八年八月一日現在の地番による。）
若葉台北四丁目	若葉台北四丁目の全域
	生山字芋谷五三六の四、五三六の五、五三七の一、五三七の三、五 三九の二、五三九の三、五四〇の一、五四〇の三
	生山字池ノ平五四二の一、五四二の三
	生山字水堤五四九の一
生山字芋谷	生山字芋谷のうち五三六の四、五三六の五、五三七の一、五三七の 三、五三九の二、五三九の三、五四〇の一、五四〇の三以外の区域

鳥取県告示第六百八十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成六年三月鳥取県規則第十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
小兒科	木島薬局	八頭郡若桜町大字若桜三八〇	平成八年九月十四日
脳神経			
肢 体 不 自 由			
前 岡 幸 憲			
生山字芋谷			
生山字水堤五四九の一			
生山字芋谷のうち五三六の四、五三六の五、五三七の一、五三七の 三、五三九の二、五三九の三、五四〇の一、五四〇の三以外の区域			
米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院	勤 務 先		

内 科	外 科	神經內科	整形外科	内 科	神經 神經
泌尿器科	小腸機能障害	〃	〃	西 孝之	古和久典
呼吸器機能障害、 小腸機能障害	じん臓機能障害、 ほうこう又は直腸 機能障害	丸山茂樹	栗木悦子	境港市米川町四四 野島病院	倉吉市瀬崎町二七一四一一
心臓機能障害、 心臓機能障害、 呼吸器機能障害、 じん臓機能障害、 呼吸器機能障害、 小腸機能障害	宮崎 聰	鴨井 隆一	小野孝司	野島病院	境港市瀬崎町二七一四一一
松下公紀	鳥取市雲山一一三一一 松下内科医院	倉吉市瀬崎町二七一四一一	〃	〃	〃

鳥取県告示第六百九十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の二第一項の規定に基づき、更生医療を担当させる医療機関を指定したので、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）第十三条の四の規定により、次のとおり告示する。

(指定訪問看護事業者等)

名 称	所 在 地	訪問看護ステーションの名称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人真誠会	米子市河崎 五八〇	訪問看護ステーション	米子市河崎	平成八年十月一日
社会福祉法人養寿会	境港市誠道町 二〇八三	いなば幸朋苑訪問看護ステーション	鳥取市浜坂	平成八年十月一日

鳥取県告示第六百九十一号

次の届出に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第二百九号）第三条第二項の公示は、その効力を失つたので、同条第五項の規定により告示する。

平成八年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 者 の 名 称	届 出 に 係 る 建 物 の 名 称	届 出 に 係 る 建 物 の 所 在 地
太平実業株式会社	太平ビル東館・西館	鳥取市栄町七〇一

鳥取県告示第六百九十一号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関するものとおり第三十五期鳥取県地方労働委員会労働者委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令（昭和二十一年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

平成八年十月八日

鳥取県知事 西尾邑次 様

別記様式
推 廉 書
平成 年 月 日
事務所所在地
(電話番号)
労働組合名
代表者氏名
印

第二十五期鳥取県地方労働委員会労働者委員候補者推薦要領

一 推薦する者の資格

鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）第二条の規定に適合する労働組合であること。

二 推荐される者の資格

労働組合法第十九条の十一第四項において準用する同法第十九条の四第一項各号に掲げる者であること。

三 推薦手続

1 労働組合は、推薦書（別記様式）を推薦期間内に知事に提出すること。

2 労働組合は、当該労働組合が労働組合法第二条及び第五条第一項の規定に適合する旨の鳥取県地方労働委員会の証明書を添付すること。

3 推薦することができる候補者の数

制限はないが、二人以上の場合は、順位を付けること。

五 推荐期間

平成八年十月八日から同月十八日まで
(注)「経歴欄」には、年月日順に学歴・職歴・組合歴等をできるだけ詳細に記入すること。

氏名	生年月日	現住所	労働者の所属組合の名称及びその地位	労働者の所属職場の名称及びその地位	経歴	備考

鳥取県告示第六百九十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字小出ヨリ葵谷迄九四一の五・九四一の三五八から九四一の三六三まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養
林道用地とするため。

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百九十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第一百三十三条第三項の規定に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（第二十二工区）の宅地について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成八年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年四月十九日 鳥取県指令倉土維十第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡東郷町大字門田字鰐

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方二丁目六二二

住宅流通サービス株式会社
代表取締役 金澤 泰治**鳥取県告示第六百九十七号**

河川法（昭和三十九年法律第六百六十七号）第五十六条第一項の規定により、次の土地を河川予定地として指定する。

鳥取県告示第六百九十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第一百三十三条第三項の規定に基づき、地

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県鳥取土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（第二十二工区）の宅地について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成八年十月八日

平成8年10月8日 火曜日

鳥取県公報

平成8年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次の河川に係る岩美郡福部村大字細川の地域内の土地のうち別紙図面に赤色で着色した部分の区域内の土地(別紙図面は、省略す。)

二級河川塩見川水系塩見川 左岸 岩美郡福部村大字細川字高濱九一〇一四九から同郡同村同大字同字 一一一―をや

平成8年度第2四半期(7月~9月)内の第2種大規模小売店舗の新設及び種別変更に係る出店調整処理状況を次のとおり公表する。

平成8年10月8日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

1 平成8年度第2四半期内に出店調整の処理手続が終了した案件の出店調整の処理期間別件数

処理期間	3月以内のもの	3月を超えるもの	6月以内のもの	9月以内のもの	12月以内のもの	合計
件 数	0	0	0	3	0	3

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 1 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律109号。以下「法」という。)第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による届出(以下「法3条等届出」という。)がされた日から地元説明終了の日まで
- 2 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出(以下「法5条等届出」という。)がされた日から法第7条第1項の規定による勧告を行った日(勧告を行わない場合は、同項の期間が満了する日)まで

2 平成8年9月30日現在の出店調整の処理状況別件数

公告

法3条等届出以後地元説明終了後法5条等届出前のもの	地元説明終了後法5条等届出前のもの	法5条等届出以後鳥取のもの	意見集約中のもの	鳥取県大規模小売店舗審議会で審議中のもの	鳥取県大規模小売店舗審議会で審議中のもの
前のもの	もの	もの	のもの	のもの	のもの
会の意見聴取終了以前のもの					
件数	3	1	2	0	6

県立フラーク新築工事（展望回廊建築）について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料及び入札参加資格確認書類を提出されたく公告します。

平成8年10月8日

(4) T工事の規模、構造等	面積 回廊 直線部 基礎 屋根	通路面積 曲線部 “ 杭基礎、直接基礎 シート防水、ガラス及びコンクリート 本工事に付帯する工事	約3,505m ² 鉄骨造 鉄筋コンクリート造 約47m 鉄骨造 約132m
----------------	-----------------------------	---	--

(5) 工期 平成8年12月定期鳥取県議会の議決の日の翌日から平成10年9月30日まで(予定)

2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出を求める対象者
技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

1 工事の概要

(1) 工事名 県立フラーク新築工事（展望回廊建築）

(2) 工事場所 西伯郡会見町鶴田及び岸本町小野並びに日野郡溝口町宇代

(3) 工事内容

ア 本施設は、起伏のある広大な敷地の中央に位置し、自然の中で平らな円形回廊より園内の自然や植物を望むことのできる円形展望回廊である。
イ 地上部は、鉄骨造で地盤より床面までが最高部では約27メートル、床及び屋根を支える柱は主に中空のPSCコンクリートで、一部分がコンクリート造の角形トンネルとなっている。

ウ 同時施工となる造成、造園工事、今後発注予定の別棟建築工事等と重複するため、綿密な相互間の仮設・安全・施工計画等を立て互いに協調を図る必要がある。
エ また、本工事に付帯する設備工事相互間にについて、機能上・納まり上等、特に綿密な調整を行う必要がある。

ウ 構成員の出資比率は、10分の2以上であること。
エ 共同企業体の代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。

平成8年10月8日

鳥取県公報

- (2) 共同企業体の構成員に関する要件
- ア 県外に本店を有する者
- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者
又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。
- (イ) 知事が定める平成8年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般建築工事に係るものとすること。
- (ウ) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における建築一式工事の総合評点が1,500点以上であること。
- (エ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業(建築工事業)の許可を受けていること。
- (オ) 平成8年10月8日(火)から同年11月22日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けないこと。
- (カ) 昭和62年度以降に、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ床面積3,000平方メートル以上の建築工事(倉庫、工場又は共同住宅の用途以外の新築又は増築工事に限る。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、すべての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。
- (キ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者
- ② 建築工事(新築又は増築工事に限る。)に従事した経験を有する者
- (カ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- 3 技術資料等の作成及び提出
- 技術資料等は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は、次により希望者に直接配布するものとする。
- (1) 技術資料作成要領の交付
- ア 交付期間
- 平成8年10月8日(火)から同月22日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで
- イ 交付場所
- 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

(2) 技術資料等の提出

ア 提出期間

平成8年10月8日(火)から同月22日(火)までの日(「日曜日等」を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 烏取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

技術資料等は、持参の上提出しなければならない。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、審査し、指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)である。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されることは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

県立フラー・パーク新築工事(レストラン、管理棟他建築)について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料及び入札参加資格確認書類を提出され公告します。

平成8年10月8日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

(1) 工事名 県立フラー・パーク新築工事(レストラン、管理棟他建築)

(2) 工事場所 西伯郡会見町鶴田及び岸本町小野並びに日野郡溝口町宇代

(3) 工事内容

ア 本施設は、フラー・パークの管理・エネルギーセンターの機能及び大山や園内が眺望できるレストラン部門を併せ持つである。

イ 管理・エネルギーセンターは主体構造が、鉄筋コンクリート造一部屋根面が鉄骨造となっており、レストラン部分は鉄骨造で一部が傾斜面に張り出している。

ウ 本工事は、同時施工となる造成、造園工事、今後発注予定の別棟建築工事等と重複するため、綿密な相互間の仮設・安全・施工計画等を立て互いに協調を図る必要がある。

エ また、本工事に付帯する設備工事相互間について、機能上・納まり上等、特に綿密な調整を行う必要がある。

(4) 工事の規模、構造等

構 造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	平屋建
面 積	建築面積	約 1,895m ²
延べ床面積	約 1,771m ²	

基礎杭基礎

屋 根 アスファルト防水及びステンレスシーム溶接

外 壁 コンクリート打放し及びコンクリート打放し骨材コテ塗り
付属棟 電気室 鉄筋コンクリート造 平屋建

延べ床面積 約 74m²

本工事に付帯する工事

電気設備工事及び機械設備工事

(5) 工 期 平成8年12月定例鳥取県議会の議決の日の翌日から平成10年6月30日まで(予定)

2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出を求める対象者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本工事は特定建設工事共同企業体による共同施工とする。

イ 共同企業体の結成は(2)で定める構成員の資格を満たす者の2者による自主結成とし、県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する本店を有する者による組み合せとする。

ウ 構成員の出資比率は10分の3以上であることとする。

エ 共同企業体の代表者は、(2)アの要件をすべて満たす者であって、出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する要件

ア 代表者となる者

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者は同条第2項各号に掲げる者のいすれにも該当しないこと。

(イ) 知事が定める平成8年度建設工事指名競争入札参加資格のうち一般建築工事A級の資格があると認定を受けた者であること。

(ウ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業（建築工事業）の許可を受けていること。

(エ) 平成8年10月8日(火)から同年11月22日(金)までの間のいすれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていること。

(オ) 平成8年10月8日(火)から同年11月22日(金)までの間のいすれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていること。

(オ) 昭和62年度以降に、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ床面積1,000平方メートル以上の建築工事（新築又は増築工事に限る。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、すべての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。

(カ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

- ① 建築業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者

- ② 延べ床面積1,000平方メートル以上の建築工事（新築又は増築工事に限る。）に従事した経験を有する者

(＊) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

イ 代表者以外の者

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいすれにも該当しないこと。

(イ) 知事が定める平成8年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般建築工事A級の資格があると認定を受けた者であること。

(ウ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業（建築工事業）の許可を受けていること。

(エ) 平成8年10月8日(火)から同年11月22日(金)までの間のいすれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていること。

(オ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

(カ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

② 建築工事（新築又は増築工事に限る。）に従事した経験を有する者

3 技術資料等の作成及び提出

技術資料等は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は次により希望者に直接配布するものとする。

- (1) 技術資料作成要領の交付

ア 交付期間	平成8年10月8日(火曜日)～同月22日(火曜日)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という)を除く。)の午前9時から午後4時まで		
イ 交付場所	(2) 技術資料等の提出		
ア 提出期間	平成8年10月8日(火曜日)～同月22日(火曜日)までの日(日曜日等を除く。)の午前9時から午後4時まで		
イ 提出場所	鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係		
ウ 提出方法	技術資料等は持参の上提出しなければならない。		
(3) 技術資料等の審査	提出された技術資料等を基に、審査し、指名するものとする。		
4 その他	<p>(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)である。</p> <p>(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があつても指名されることは限らない。</p> <p>(3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。</p>		

を開始する。

平成8年10月8日

鳥取県収用委員会会長 田 中 篠 篤

- | | |
|------|-------------------------|
| 1 期日 | 平成8年10月15日(火曜日)午後2時 |
| 2 場所 | 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第二執行部控室 |
| 3 件名 | 一級河川千代川水系千代川改修工事(八日市堤防) |